

IFRSにおける適用上の論点 第17回

在外営業活動体における機能通貨の決定

有限責任 あずさ監査法人 IFRS本部 パートナー 三上 伸也
有限責任 あずさ監査法人 IFRS本部 マネジャー Roanne Coman

はじめに

本連載では、「原則主義」であるIFRSを適用する際に判断に迷うようなケースについて解説しています。第17回となる今回は、IAS21号「外貨為替レート変動の影響」における「在外営業活動体における機能通貨の決定」をテーマに、基準書には詳細が規定されていないために、実務上論点となることが多い点をいくつかご紹介します。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の私見であること、当法人の見解については随時見直しが行われる可能性があることを予めお断りします。

1. 機能通貨とは

(1) 定義

機能通貨とは、企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨をいいます。この「企業が営業活動を行う主たる経済環境」とは、企業が現金を創出し、支出する経済環境をいいます。これに対して、外国通貨とは、企業の機能通貨以外の通貨をいいます。機能通貨の判定が異なれば、外貨換算の結果、当期純利益やその他の包括利益への影響が相違するため、重要性が高いと考えられます。

(2) 日本基準上の取扱いとの相違

日本基準上は機能通貨の概念が明確ではなく、IFRSのような判断は特段要求されていません。また、在外営業活動体の所在地国の法律や税務において、現地通貨での記帳が要求されるケースもあります。したがって、在外営業活動体の記帳通貨は所在地国の現地通貨を前提としていることが多いと考えられます。

2. 機能通貨の決定方法

(1) 論点となる場合

機能通貨を決定する際に、論点となる代表的なケースとして、アジアや南米等所在の在外営業活動体が、営業取引を現地通貨以外の通貨（世界的な主軸通貨である米ドル、ユーロ等）で行う場合が挙げられます。

(2) IFRS上の取扱い

機能通貨を検討する際には、以下の優先的指標と追加的指標を考慮する必要があります。

【機能通貨を決定するための優先的指標】

販売価格
財貨及びサービスの販売価格に重要な影響を及ぼす通貨（販売価格を表示し、決済するときの通貨である場合が多い）
財貨及びサービスの販売価格の決定に重要な影響を及ぼす競争要因や規制が存在する国の通貨
コスト
財貨及びサービスにかかる労働力、原材料、その他のコストに重要な影響を及ぼす通貨（コストを表示し、決済するときの通貨である場合が多い）

【機能通貨を決定するための追加的指標】

資金調達
負債性金融商品や資本性金融商品の発行等の財務活動を通じて資金を調達している通貨
営業活動の受取金額の留保
営業活動を通じて受け取った金額を通常留保している通貨

上記のうち販売価格及びコストは、機能通貨の定義にある「企業が営業活動を行う主たる経済環境」に影響を受けるため、優先的指標と位置づけられます。これに対し、財務活動及び受取金額の留保は、営業活動を行う主たる経済環境と直接連動しているわけではないため、追加的指標と位置づけられます。

(3) 設例

実務上は複数の通貨を用いて取引を行っており、機能通貨を特定することが困難な場合があります。機能通貨は在外営業活動体の所在地国の現地通貨であるのが一般的ですが、自動的に現地通貨となるわけではありません。機能通貨は経営者が各企業の取引内容や企業に固有の事象や状況などを勘案して決定する必要があり、企業が任意に選択するものではないことに留意が必要です。

本稿では、以下2つの設例を用いて機能通貨を検討します。なお、いずれの設例においても、在外営業活動体の活動は、かなりの程度自主性をもって営まれているため、後述「3. 在外営業活動体の機能通貨が報告企業と同一とされる場合」の追加的指標の検討は除外するものとします。

【設例1】機能通貨が現地通貨と判断されるケース

在外営業活動体B社の機能通貨は何か。

- 【基本情報】報告企業A社は日本の鉄鋼メーカーであり、機能通貨は日本円である。子会社B社はタイで製造した鉄鋼をタイ国内の得意先に販売し、回収している。
- 【販売価格】タイパーツ建ではあるものの、米ドル建の鉄鋼の国際価格を参考にす。ただし、タイでの需要動向や競合先の販売価格がB社の販売価格に重要な影響を与える。実際の請求及び決済はタイパーツ建である。
- 【コスト】原材料はタイの供給業者から購入する。その際の通貨はタイパーツ建であるものの、ロンドン金属取引所の米ドル建で示された鉄の価格を参考にす。ただし、原材料価格はタイ経済における競争力に重要な影響を受ける。実際の請求及び決済はタイパーツ建である。
- 【その他のコスト】その他の労務費、材料費、外注費等もタイパーツ建で決済される。
- 【財務活動】財務活動のかなりの部分は米ドル建である。
- 【受取金額の留保】手許資金はタイパーツで保有している。

販売価格及びコストの決定に当たり、最も影響を与えるのは米ドルか、タイパーツかが議論となります。米ドル建の鉄鋼の国際価格がB社の販売価格決定の出発点として用いられています。また、米ドル建の鉄鋼価格が原材料価格決定の出発点として用いられています。しかし、鉄鋼国際価格及び原材料価格が米ドル建で表示されるのは、米ドルが安定的で広く取引される通貨であるためです。本設例においては、鉄鋼価格及び原材料価格は、最終的にはタイ経済における需要動向や競合先の価格競争によって決定されており、米国経済の状況により決定されている訳ではないと考えられます。

以上の優先的指標の検討に基づけば、当法人の見解では、機能通貨はタイパーツが適当と考えられます。なお、追加的指標のうち、財務活動は米ドルで行われていますが、受取金額の留保はタイパーツで保有されているため、優先的指標による機能通貨の判定結果と不整合は生じないと考えられます。

【設例2】機能通貨が現地通貨以外と判断されるケース

在外営業活動体D社の機能通貨は何か。

- 【基本情報】報告企業C社は日本のアパレルメーカーであり、機能通貨は日本円である。子会社D社はフィリピンで製造した衣料品を米国に輸出し、販売している。
- 【販売価格】販売価格は米ドル建であり、米国における市場動向や競合先の販売価格を考慮して決定される。販売代金は米ドルで決済される。
- 【コスト】重要な製造機器の購入や、労務費の重要な部分を占める経営陣の報酬は米ドル建である。その他の労務費、材料費、外注費等はフィリピンペソで決済される。
- 【財務活動】借入金は米ドル建である。
- 【受取金額の留保】フィリピンで発生した費用を決済するために必要な範囲でフィリピンペソに両替され、それ以外は米ドルで留保される。

販売価格は米国における市場動向や競合先の販売価格を考慮して決定されるため、重要な影響を及ぼす通貨は米ドルと考えられます。また、コストの指標のうち、その他の労務費、材料費、外注費等はフィリピンペソ建ですが、重要な部分を占める製造機器や経営者報酬は米ドル建です。したがって、優先的指標に基づけば、機能通貨として米ドルが示唆されます。また、追加的指標である財務活動や受取金額の留保も米ドル建であり、優先的指標の判定結果を裏付けるものと考えられます。

以上の指標をあわせて検討した結果、当法人の見解では、D社の機能通貨は米ドルが適当と考えられます。

(4) 実務上の論点

在外営業活動体の所在地における法定決算や税務申告上の要求により、現地通貨で記帳した財務数値を前提とする場合があります。IFRS上の機能通貨が現地通貨と異なる場合には、IFRS連結決算上、機能通貨への換算等が必要となる場合もあります。

また、機能通貨の決定は、在外営業活動体に限らず、報告企業を含む国内企業であっても議論になることがあります。市場において、一般的に米ドル建で取引される業界の例として、資源関連(石油・ガス・鉱物等)や海運業等が挙げられます。ただし、この場合であっても、米ドル以外の通貨が販売価格やコストの表示及び決済に多く用いられる場合や、所在地国の競争力や規制等が販売価格に重要な影響を及ぼす場合等も考えられるため、機能通貨の決定は事実と状況に基づく判断が必要です。

3. 在外営業活動体の機能通貨が報告企業と同一通貨とされる場合

(1) 論点となる場合

在外営業活動体における機能通貨の決定においては、報告企業と同一の機能通貨を有するか否かという点もあわせて考慮する必要があります。在外営業活動体の活動が、報告企業の延長線上にあると考えられる場合には、在外営業活動体の機能通貨は報告企業と同一とみなされます。これは、報告企業と同じ経済環境で活動を行っており、異なる機能通貨を有する前提(報告企業とは異なる経済環境で営業活動を行っている)が成立しないためです。

(2) IFRS上の取扱い

前述2(2)の機能通貨の決定の指標に加え、在外営業活動体の活動が報告企業の活動の延長線上にあるか否かを判断するため、以下の追加的指標が挙げられています。

【在外営業活動体の機能通貨が報告企業と同じかどうかを判断するための追加的指標】

活動の自主性
在外営業活動体の活動が自主的に営まれているか、または報告企業の延長線上で営まれているか
取引の割合
在外営業活動体の報告企業との取引が在外営業活動体の活動に占める割合が高いか、低い
キャッシュ・フロー
在外営業活動体の活動から生じるキャッシュ・フローが報告企業のキャッシュ・フローに直接影響を及ぼし、在外営業活動体はそのキャッシュ・フローを報告企業に容易に送金できるか
報告企業からの資金援助
報告企業の援助を受けず、在外営業活動体の活動から生じるキャッシュ・フローが既存の債務及び通常予定される債務の返済原資として十分か

(3) 設例

実務上は在外営業活動体の活動が自主的に営まれているか、または報告企業の活動の延長線上で営まれているかを判断することが困難な場合があります。本稿では、以下2つの設例を用いて報告企業と同一の機能通貨となるか否かを検討します。

【設例3】在外営業活動体の機能通貨が、報告企業の機能通貨と同一と判断されるケース

在外営業活動体F社の機能通貨は何か。

- 報告企業E社は日本の不動産会社であり、機能通貨は日本円である。E社は第三者に対してオフィスビルのリースを行う目的で、ドイツに在外営業活動体F社を設立し、貸付(米ドル建)を行った。
- F社はE社からの借入を元にオフィスビルを取得し、第三者に米ドル建でリースしている。
- リース取引の契約条件はE社と第三者間で協議されたものである。
- F社は当該リース取引以外の事業は行っておらず、その計画もない。
- F社の米ドルのキャッシュ・フローは、元利金の支払いを通じて、即時にE社に送金される。
- F社のリース収入は、E社に対する借入金の利息及び元金を支払うのに十分である。

F社の販売価格(リース収入)やコスト、財務活動等はすべて米ドル建で行われており、機能通貨は米ドルが示唆されます。他方で、F社がE社と異なる機能通貨を持つには、F社の活動がかなりの程度、自主性をもって営まれていることが要件となります。本設例においてE社は、F社を通じてリース取引を行った場合と、第三者と直接リース取引を行った場合とで取引に実質的な差がないため、F社の活動はE社の延長線上で営まれていると考えられます。これは以下の検討結果に基づきます。

- ① リース取引の契約条件はE社と第三者間で協議されています。また、オフィスビルの取得資金もE社が貸付しています。したがって、実質的にE社がF社の資産及び将来キャッシュ・フローを決定しています。この場合、E社が自らオフィスビルを取得し、リース契約を締結することと実態に差異がなく、E社の延長線上で営まれている度合いが強いと考えられること。
- ② F社の米ドルのキャッシュ・フローは、元利金の支払いという形で即時にE社に送金されるため、E社のキャッシュ・フローに直接影響を与えていること。

以上より、当法人の見解では、F社はE社と同一の機能通貨(日本円)を持つことになると考えます。

【設例4】在外営業活動体の機能通貨が、報告企業の機能通貨と同一と判断されないケース

在外営業活動体H社の機能通貨は何か。

- 報告企業G社は日本のリース会社であり、機能通貨は日本円である。G社は貨物船を調達する目的で、米国に特定目的事業体(以下、SPE)のH社を設立した。
- H社は銀行借入資金により貨物船を購入し、G社に通常の商取引条件で当初7年間リースする。
- これらの取引はすべて米ドル建で行われる。
- G社からのリース収入は、外部に対する借入金の利息及び元金を支払うのに十分ではない。G社からのリース収入が確約されているのは、耐用年数(25年~30年)のうち、当初7年間のみであるためである。
- 残債務はリース終了後、貨物船の売却収入により支払われる予定である。したがって、貨物船は外部借入の担保となっている。

H社はSPEであり、活動の自主性の程度は低く、報告企業の活動の延長線上にあるとの外観が強いと考えられます。在外営業活動体がSPEである場合に報告企業と異なる機能通貨を持つためには、当法人の見解では、以下の点をすべて満たす必要があると考えます。

- 活動を行うために単独の企業を設立することについて、実質的な経営上の理由があるか
- 当該企業が取引を行う通貨の選定について、実質的な経営上の理由があるか
- キャッシュ・インフロー及び第三者による資金拠出の両方の十分な量が上記の通貨建であるか

H社の販売価格(リース収入)やコスト、財務活動等はすべて米ドル建で行われており、機能通貨は米ドルが示唆されます。また、本設例において、以下に示す点、及び船舶の米ドル建価格変動リスクが実質的に残存していること等を総合的に考慮した結果、当法人の見解では、H社がG社と異なる機能通貨を持つことも考えられます。

- ① 外部借入の差入担保の法的隔離や資産の残価リスク等の経営上の理由から、SPEを通じてリース取引を行っており、当法人の見解では、H社は実質的な経営上の理由に基づいて設立されていると考えられること。
- ② 船舶売買市場では一般的に米ドル建で取引されるため、取引通貨として米ドルを選定する明確な理由があると考えられること。
- ③ キャッシュ・インフローは米ドル建のリース料収入及び船舶売却収入であり、第三者から調達した借入金も米ドル建であること。

(4) 実務上の論点

上記のようなSPEの他、機能通貨の決定が議論になる例として、中間持株会社やグループ金融子会社等があります。中間持株会社は、報告企業の孫会社の管理業務等に対して責任を有し、自主的な活動を行っている場合もあれば、現地の法律や税務上の便宜のために、報告企業の代理で株式を保有しているだけの形式上の存在である場合もあります。また、グループ向け金融業務を行う金融子会社は、特定プロジェクトのために金融機能を実質的に担っている場合もあれば、グループ全体の資金管理の便宜のために、報告企業の代理で融資を行っている場合もあります。いずれの場合も、前述の指標を総合的に勘案し、機能通貨を決定する必要があります。

おわりに

本稿では、IAS21号における在外営業活動体の機能通貨の決定に関する論点を紹介しました。機能通貨は、取引の内容や状況等を勘案して決定する必要がありますが、困難な判断を伴う場合があります。本稿が実務のご参考となれば幸いです。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRS本部 IFRS Information Desk

e-Mail: AZSA-IFRS@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2013 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.azsa.or.jp/ifrs

この「IFRSにおける適用上の論点 第17回 在外営業活動体における機能通貨の決定」は、『週刊経営財務』3131号(2013年9月23日)に掲載したものです。発行所である税務研究会の許可を得て、あずさ監査法人がウェブサイトに掲載しているものですので、他への転載・転用はご遠慮ください。